

金融分科会特別部会資料

個人情報取扱事業者の各義務規定と現行自主ルールの対比	1
信用情報機関及び会員事業者による個人信用情報の共同利用システム	14

平成 1 3 年 4 月 1 1 日

. 個人情報取扱事業者の各義務規定と現行自主ルールとの対比

個人情報の保護に関する法律案 第5章第1節 個人情報取扱事業者の義務	金融機関等における個人データ保護のための取扱指針 (金融情報システムセンター、1999年4月改正版)
<p>1. 個人情報取扱事業者(第2条第3項)</p> <p>...「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、その取り扱う個人情報の量及び利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定める者を除く。</p> <p>[注]個人情報取扱事業者から除外された事業者も同法案第2章(基本原則)の規定は適用される。</p>	<p>第2条(定義)第1号</p> <p>「金融機関等」とは、金融機関(銀行、長期信用銀行、全国信用金庫連合会、信用金庫、商工組合中央金庫、全国信用協同組合連合会、信用組合、労働金庫連合会、労働金庫、農林中央金庫、信用農業協同組合連合会)、保険会社、証券会社及び日本クレジットカード協会加盟クレジットカード会社をいう。</p>
<p>2. 利用目的の特定(第20条)</p> <p>...個人情報を取り扱うに当たっては、その利用目的をできる限り<u>特定</u>しなければならない。</p> <p>[注1] 本法案にいう個人情報の「取扱い」とは、個人情報に関する一切の行為を含む概念である。</p> <p>[注2] 「利用」には、個人情報取扱事業者自身の利用の他第三者への提供も含まれる。</p> <p>...利用目的を変更する場合には、<u>変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲</u>を超えて行ってはならない。</p>	<p>第5条(個人データの収集)第1項及び同項の〔説明〕</p> <p>...<u>業務上必要な範囲内</u>で個人データを収集するものとする。</p> <p>〔例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 顧客の申込み又は契約締結に当たり、商品又はサービスが個々の顧客に適合しているか判定する場合 (2) 既に締結している契約を適切かつ安全に履行する場合 (3) 顧客のニーズを把握し、それに適合した商品及びサービスを開発し、又は提案する場合 (4) 法令の定める義務を履行する場合

3 . 利用目的による制限 (第 21 条)

...あらかじめ本人の同意を得ないで、...特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

〔適用除外事由〕

- 一 法令に基づく場合
- 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

第 6 条 (個人データの利用及び提供) 第 1 項の〔説明〕並びに同条第 2 項及び同項の〔説明〕

...個人データの収集に際して、顧客の同意を得た利用又は提供の目的の範囲において、個人データを利用し又は提供するものとする。

前項の規定にかかわらず、...、次の各号のいずれかに該当するときは、個人データを利用し又は提供することができる。

- 一 顧客の同意をあらためて得た場合
- 二 法令の規定による場合
- 三 顧客の利益のために必要である場合
- 四 公共の利益のために必要である場合

例えば

- (1) 契約手続きの際に収集した個人データを、第三者(グループ会社を除く。) に提供するため、あらためて同意を得た場合
- (2) ...強制処分として搜索若しくは押収がなされる場合、又は法律上の照会権限を有する者からの照会がなされた場合
- (3) 顧客が疾病又は傷害により意思表示不能になった際に、預金口座等の情報を当該顧客の利益のために法定代理人に提供する場合
- (4) 犯罪の防止等、公共の利益のために必要である場合

<p>4 . 適正な取得（第 22 条） ...偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。</p>	<p>第 5 条（個人データの収集）第 4 項の〔説明〕 ...例えば、次のような方法による収集をしてはならない。 （ 1 ）収集する目的を偽っての収集 （ 2 ）第三者から個人データを収集するに際して、その第三者が漏洩等の不当な行為をしていることを知った上での収集</p>
<p>5 . 取得に際しての利用目的の通知等（第 23 条）</p> <p>〔本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合に、<u>あらかじめ本人に対しその利用目的を明示する以外は</u>〕...<u>あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。</u></p> <p>...利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。</p> <p>〔適用除外事由〕</p> <p>一 ...本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合</p> <p>二 ...当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合</p> <p>三 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。</p> <p>四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合</p>	<p>第 5 条（個人データの収集）第 2 項及び同項の〔説明〕 個人データの収集に際して、<u>個人データの利用又は提供の目的を明確にし、顧客の同意を得るものとする。</u></p> <p>（ 1 ）...例えば、次のような場合においては、<u>明示的な方法</u>により顧客の同意を得るものとする。 <u>個人情報情報機関等の情報を与信判断等に利用する場合及び個人情報情報を個人情報情報機関等へ提供する場合</u> <u>第三者（グループ会社を除く。）に提供する場合</u></p> <p>（ 2 ）上記（ 1 ）の「明示的な方法」の例 申込書又は契約書等により個人データを収集する場合に、<u>書面により同意を得る方法</u> 電話又は面談により個人データを収集する場合に、<u>口頭により同意を得る方法</u> コンピュータ等により個人データを収集する場合に、<u>本人確認を行ったうえで電子的手段により同意を得る方法</u></p> <p>（ 3 ）次の場合には、<u>顧客が個人データの利用又は提供の目的について同意しているものとみることができる。</u> <u>利用又は提供の目的が一般的に明らかである場合で、顧客がそ</u></p>

の情報収集に応じるとき。

- ・ 契約書の表題等で、顧客が目的を理解していると判断される場合

- ・ 市場調査又は統計処理等に利用する場合

法令又は顧客によって公開された書類等(各種登記簿又は著作物の著者に関する情報)から個人データを収集する場合

口座情報又は取引履歴等、契約締結に伴い収集した、又は契約履行の結果生じた個人データを業務上必要な範囲内で利用する場合

〔例〕

- ・ 顧客に適合した商品及びサービスを開発し、又は提案する場合
- ・ 普通預金残高等既に収集済みの情報を与信判断の参考とする場合

収集した個人データを金融機関等又はそのグループ会社が、ダイレクトマーケティングの目的で利用する場合

(5) ... 申込書又は契約書の契約手続きの際に、契約締結又は契約履行に必ずしも必要とはいえない個人データを収集する場合には、その収集が任意であることを顧客が理解できるように努めるものとする。

(6) ... 個人データの収集に際して、顧客が同意の拒絶又は反対の意思を表明した場合には、それに対する金融機関等の対応について説明を行うものとする。

第 5 条 (個人データの収集) 第 5 項及び同項の〔説明〕

... 個人データを第三者から収集するに当たっては、顧客の利益を不当に侵害しないようにするものとする。

... 顧客がその事実を知らないことがあり得るため、当該顧客の利

	<p>益（生命、健康又は財産等の重大な利益をいう。）を不当に侵害することがないように十分留意するものとする。</p>
<p>6．データ内容の正確性の確保（第24条） ...利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。</p>	<p>第7条（個人データの適正管理）第1項 ...個人データを業務上必要な範囲内で正確かつ最新の状態に管理するものとする。</p>
<p>7．安全管理措置（第25条） ...その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。</p>	<p>第7条（個人データの適正管理）第2項及び同項の〔説明〕 ...業務上必要な期間を経過した後は、個人データの<u>廃棄その他の処理</u>を行うものとする。</p> <p>「廃棄その他の処理」とは...、個人データを廃棄すること、削除すること、又は識別できない状態にすることをいう。</p> <p>第8条（個人データの安全保護措置） ...個人データへの不当なアクセス又は個人データの紛失、破壊、改ざん、漏洩その他の危険に対して、必要な安全保護措置を講じるものとする。</p> <p>金融情報システムセンターは、安全管理措置について、「金融機関等における個人データの厳正管理のための留意点」等の指針を別途定めている。</p>

<p>8．従業員の監督（26条）</p> <p>...その従業員に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業員に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。</p>	<p>第11条（管理体制の整備）及び同条の〔説明〕</p> <p>...個人データを保護するために、管理体制の整備に努めるものとする。</p> <p>金融機関等は、収集した個人データ(外部委託先及びグループ会社が管理している個人データを含む。)の取扱いについて責任を負うものとする。</p> <p>...個人データを保護するために、個人データの保護に関するルールの作成や、これに沿う形での事務の取扱い等に関するルールの作成に努めるものとする。</p> <p>金融機関等は、...内部監査、従業員への教育に努めるものとする。</p>
<p>9．委託先の監督（第27条）</p> <p>...個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は...委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。</p>	<p>第9条（外部委託）及び同条の〔説明〕</p> <p>...外部委託先〔コンピュータ処理会社又はメール発送業者等〕との委託契約を締結するに当たって、<u>金融機関等と同等の個人データの保護</u>に関する事項について定めるものとする。</p> <p>...委託契約において、外部委託先がその従業員も含め、受託により知り得た個人データを<u>金融機関等の指示又は法令の規定に基づいてのみ利用し、かつ、当該個人データを当該受託業務以外の業務のために利用しないことを定めるものとする。</u></p>
<p>10．第三者提供の制限（第28条）</p> <p>〔原則〕</p> <p>...あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。</p> <p>〔適用除外事由〕</p> <p>一 法令に基づく場合</p> <p>二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。</p>	<p>第5条（個人データの収集）第2項及び同項の〔説明〕</p> <p>...個人データの収集に際して、個人データの利用又は<u>提供の目的を明確にし、顧客の同意を得るものとする。</u></p> <p>「グループ会社」（連結財務諸表の対象となる親会社、子会社及び関連会社）は「第三者」から除外しており、次の場合には、顧客が個人データの...<u>提供の目的について同意しているものとみることができる。</u></p>

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

〔オプトアウトを認めている場合の特例〕

…次の各号に掲げる事項〔第2号及び第3号に掲げる事項を変更する場合を含む。〕について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、…当該個人データを第三者に提供することができる。

一 第三者への提供を利用目的とすること。

二 第三者に提供される個人データの項目

三 第三者への提供の手段又は方法

四 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。

〔第三者に該当しないものとする場合〕

一 …利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合

二 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合

三 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的〔変更する場合を含む。〕及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称〔変更する場合を含む。〕について、あらかじめ、本人

…提供の目的が一般的に明らかである場合で、顧客がその情報収集に応じるとき。

(例)

・ 契約書の表題等で、顧客が目的を理解していると判断される場合

・ 市場調査又は統計処理等に利用する場合

法令又は顧客によって公開された書類等から個人データを収集する場合

収集した個人データを金融機関等又はそのグループ会社が、ダイレクトマーケティングの目的で利用する場合

グループ会社間で個人データを提供する場合

顧客との契約を履行するために必要な範囲で個人データを提供する場合

保険契約等において契約内容に関する個人データを代理店に提供する場合

上記 及び の場合には、パンフレット、ダイレクトメール等へ以下の内容を掲載しなければならない。

- ・ 利用又は提供について、当該顧客が中止を請求できること
- ・ 中止請求する場合の方法及び連絡先
- ・ 個人データを提供するグループ会社の名称及びその業務内容

〔参考〕第三者提供の制限に関する府令等

異業種による銀行業参入等新たな形態の銀行業に対する免許審査・監督上の対応(運用上の指針)(2000年8月、金融再生委員会/金融庁)〔抜粋〕

3.(2)a. 免許審査において確認すべき事項

顧客情報の相互利用を行う場合には、最低限、事前に、利用す

に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

る業者の範囲、利用目的、利用方法等を明確にした上で、顧客本人の明示的な同意を得ることを必要とする運用体制となっているかどうかを確認する。

証券会社の行為規制等に関する内閣府令第 12 条(弊害防止措置) 第 7 号〔証取法第 45 条の親法人等又は子法人等との禁止行為〕証券会社又はその取締役、監査役若しくは使用人が発行者又は顧客に関する非公開情報(…当該証券会社若しくはその親法人等若しくは子法人等の取締役若しくは監査役(…)若しくは使用人が職務上知り得た顧客の有価証券の売買等に係る注文の動向その他の特別の情報をいう。)を、その親法人等若しくは子法人等から受領し、又はその親法人等若しくは子法人等に提供すること(…非公開情報の提供につき事前に当該…顧客の書面による同意がある場合及び次のイからホまでに掲げるものを算出するため当該証券会社はその親銀行等又は子銀行等に顧客への信用の供与等の額を提供する場合を除く。)

保険業法施行規則第 53 条の 6 (特定関係者に該当する金融機関の顧客に関する非公開情報の取扱い)

保険会社は、その特定関係者に該当する金融機関の顧客に関する非公開情報(当該金融機関の取締役若しくは監査役又は使用人が職務上知り得た顧客の預金、為替取引、資金の借入れ等に係る情報その他の特別の情報をいう。)が当該保険会社が引き受ける保険に係る保険募集に利用されないことを確保するための措置を講じなければならない(当該非公開情報が保険募集に利用されることにつき事前に当該顧客の書面による同意がある場合を除く。)

(注)「特定関係者」とは、当該保険会社の子会社、当該保険会社を子会社とする保険持株会社の子会社(当該保険会社を除く。)そ

の他の当該保険会社と政令で定める特殊の関係のある者をいう。
(保険業法第8条第1項)

保険業法施行規則第211条(銀行等が生命保険募集人として保険募集を行うことのできる場合)第1項
法第275条〔保険募集の制限〕第1項第1号に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合とする。

二 銀行等が、次に掲げる措置(次条第1項第2号及び第211条の3第1項第2号において「非公開情報保護措置」という。)を講じていること。

イ その行う業務(保険募集に係るものを除く。)に際し知り得た顧客に関する非公開情報(当該銀行等の取締役若しくは監査役又は使用人が職務上知り得た顧客の預金、為替取引、資金の借入れ等に係る情報その他の特別の情報をいう。...)が保険募集に利用されることにつき事前に当該顧客の書面その他の適切な方法による同意がある場合を除き、当該非公開情報を保険募集に利用されないことを確保するための措置

ロ その行う保険募集に際し知り得た顧客に関する非公開情報が保険募集に係る業務以外の業務に利用されることにつき事前に当該顧客の書面その他の適切な方法による同意がある場合を除き、当該非公開情報を保険募集に係る業務以外の業務に利用されないことを確保するための措置

保険業法施行規則第211条の2(銀行等が損害保険代理店として保険募集を行うことのできる場合)第1項

二 銀行等が、非公開情報保護措置を講じていること。

保険業法施行規則第211条の3(銀行等が保険仲立人として保険

	<p>募集を行うことのできる場合)第1項 二 銀行等が、非公開情報保護措置を講じていること。</p>
<p>11. 保有個人データに関する事項の公表等(第29条)</p> <p>…保有個人データに関し、次の各号に掲げる事項について、本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)に置かなければならない。</p> <p>一 当該個人情報取扱事業者の氏名又は名称 二 すべての保有個人データの利用目的〔取得に際しての利用目的の通知等の義務が免除される3つの場合を除く。〕 三 〔開示等の〕求めに応じる手続(…手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。) 四 前3号に掲げるもののほか、保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項として政令で定めるもの</p> <p>(注) …「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、<u>その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの又は一年以内の政令で定める期間以内に消去することとなるもの以外のものをいう。</u>(第2条第5項)</p>	<p>第3条(顧客への周知)及び同条の〔説明〕 …個人データの取扱いについて顧客へ周知するものとする。 顧客への周知の内容については、<u>顧客が理解しやすく、かつ、読みやすいものとし、例えば、次のようなものを含むものとする。</u></p> <p>個人データが主としてどのような目的のために収集若しくは利用されるか、又はどのような業務を行っている者に提供されるかについての説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融機関等は、適切な契約を締結し、及び契約を安全かつ確実に履行するために、個人データを収集し、又は利用すること。 ・金融機関等は、法令の規定により提供が求められる場合等を除き、顧客の同意を得ないで個人データを提供しないこと。 ・金融機関等が個人データを提供するグループ会社の名称及び業務内容 <p>顧客が開示請求又は訂正請求を行う方法 個人データに関する質問又は苦情を受け付ける部署名及び連絡先</p>

<p>12. 開示（第 30 条）</p> <p>…本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示（…存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）を求められたときは、本人に対し、政令で定める方法により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。</p> <p>〔適用除外事由〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合 二 当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合 三 他の法令に違反することとなる場合 	<p>第 10 条（開示請求等への対応）の〔説明〕</p> <p>「開示」とは、金融機関等が、顧客に対して、当該顧客に関する個人データの保有の有無及び内容を伝達すること、又は閲覧に供することをいう。</p> <p>「開示請求に応じることができない場合」の例示</p> <p><u>終了した取引に関する個人データ等、顧客の現に得ている利益と関連性に乏しい、又は顧客へもたらされる利益が極めて小さいと考えられる開示請求を受けた場合</u></p> <p><u>データが保有期限経過後又はコンピュータにより処理される以前のため検索不能である場合</u></p> <p><u>他の顧客の個人データが含まれている場合</u></p> <p><u>金融機関等の企業秘密等を侵害するおそれがある場合</u></p>
<p>13. 訂正等（第 31 条）</p> <p>…本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下…「訂正等」という。）を求められた場合には、…、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。</p>	<p>第 10 条（開示請求等への対応）の〔説明〕</p> <p>…<u>顧客から合理的な間隔をあけて、…開示した個人データの訂正又は変更を行うように請求があった場合には、公的資料等で客観的に確認でき、かつ、金融機関等が当該個人データの利用の目的に照らして必要と判断したときは、合理的な期間内に、個人データの訂正又は変更を行うものとする。</u></p>
<p>14. 利用停止等（第 32 条）</p> <p>…本人から、当該本人が識別される保有個人データが第 21 条〔利用目的による制限〕の規定に違反して取り扱われているという理由又は第 22 条〔適正な取得〕の規定に違反して取得されたものであ</p>	<p>第 10 条（開示請求等の対応）の〔説明〕</p> <p>「中止」とは、金融機関等が、個人データの<u>ダイレクトマーケティングの目的での利用、又はグループ会社への提供を行わないこと</u>をいう。</p>

<p>るという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下…「利用停止等」という。）を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、…多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。</p> <p>第 28 条〔第三者提供の制限〕第 1 項の規定に違反して第三者に提供されているという理由による第三者への提供の停止の求めについても同様の規定が置かれている。</p>	<p>…顧客から〔利用又は提供を〕中止するように請求があった場合には、<u>既に当該顧客の同意を得ている場合を含め、合理的な期間内に、中止するものとする。</u></p>
<p>15．理由の説明（33 条）</p> <p>…本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、<u>その理由を説明するよう努めなければならない。</u></p>	<p>第 10 条（開示請求等への対応）の〔説明〕</p> <p>…顧客の開示請求に応じることができない場合には、その理由を説明するものとする。</p>
<p>16．個人情報取扱事業者による苦情の処理（第 36 条）</p> <p>…個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。</p> <p>…前項の目的を達成するために必要な体制の整備に努めなければならない。</p>	<p>第 11 条（管理体制の整備）の〔説明〕</p> <p>金融機関等は、個人データの保護全般の取りまとめを担当する部署を定め、担当者（氏名又は役職名）を指名すること等により管理体制を整備し、…<u>顧客の相談及び苦情への適切な対応に努めるものとする。</u></p> <p>金融機関等は、顧客から個人データの保護の考え方又は当該顧客に関するデータの取扱状況等について<u>質問を受けたときは、その内容について調査し、合理的な期間内に、かつ合理的な方法で回答するものとする。</u></p>

	<p>金融機関等は、顧客からの苦情が正当なものと認められる場合、この苦情の解決に努めるものとする。</p>
--	---

・ 信用情報機関及び会員事業者による個人信用情報の共同利用システム

1. 現 状

- ・ 業態別に「全国信用情報センター連合会」(貸金業者系)、「全国銀行個人信用情報センター(KSC)」(銀行系)、「(株)シー・アイ・シー」(信販会社系)の3機関がある他、業態横断的な「(株)シー・シー・ビー」と昨年12月に稼働開始した「(株)テラネット」がある。
- ・ 各信用情報機関に加入する会員と信業者は、顧客本人の同意を得て、当該顧客に係る一定の個人信用情報項目を当該機関に登録するとともに、顧客の与信審査に活用するため当該顧客に係る登録情報を利用している。
- ・ 上記業態別の3機関は昭和62年3月より、延滞等の事故情報を相互に交流しており、他業態の信用情報機関に登録されている情報も一部利用することができる(CRIN=Credit Information Network)。

2. 特 性

- ・ 信用情報機関は、会員事業者が登録する情報をはじめ大量の個人データを収集・蓄積しており、専ら会員事業者が特定の個人顧客への与信判断に利用することを目的に、保有する個人データを提供することを業としている。(一種のデータバンク業)
- ・ 顧客への与信判断の材料となる個人情報について、与信業者は、まずは個々の顧客から直接取得しているものの、とりわけ顧客本人にとって不利な情報(債務残高、延滞等の事実等)については本人から正確な情報を入手することが必ずしも期待できない。このため、多数の与信業者は信用情報機関への加入によって、特定顧客に係る個人情報を共有し、相互に活用することで適正与信(過剰貸付の防止)を図っており、個人向け信用供与市場が円滑に機能する上で重要な役割を担っている。(貸金業の規制等に関する法律第30条第1項参照)
- ・ この共同利用システムにより、個々の与信業者にとっては、個人顧客の信用力調査に係るコストが低減されるとともに、適正与信が図られれば貸倒等の信用リスクの軽減にも資する一方、消費者にとっては、与信業者のコスト合理化により貸出金利の低下が期待できる。また、いわゆる多重債務問題を考えた場合、一事業者の利益を超えた社会的な意義があるとも指摘されている。
- ・ 大量に蓄積され、かつ一個人当たりの情報が集積されているデータベース等が漏洩したり、本人の認識していない他の利用目的で不正に利用(第三者提供を含む。)された場合には、多数の個人のプライバシーや権利利益が侵害される恐れがあり、この共同利用システムに対する国民の信頼を損ない、延いては個人向け信用供与市場の健全な発展の阻害要因となり得る。

<p style="text-align: center;">個人情報保護に関する法律案 第5章第1節 個人情報取扱事業者の義務</p>	<p style="text-align: center;">信用情報機関における個人情報の保護に関する指針 (1999年3月、三者協議会)</p>
<p>1. 利用目的の特定 (第20条)</p>	<p>第6条 (個人信用情報の範囲) 信用情報機関が収集・登録する個人信用情報の範囲は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 加盟会員が与信と関連して情報主体から収集し、加盟契約等に基づいて信用情報機関に提出する情報 (2) 破産、禁治産、準禁治産、失踪宣告、その他の公的記録 (3) 手形交換所の第1回目不渡及び取引停止処分者に関する情報</p> <p>[参考]</p> <p>貸金業の規制等に関する法律第13条 貸金業者は、資金需要者である顧客又は保証人となろうとする者の資力又は信用、借入れの状況、返済計画等について調査し、<u>その者の返済能力を超えると認められる貸付けの契約を締結してはならない。</u></p> <p>貸金業の規制等に関する法律第30条第1項 〔貸金業〕協会は、信用情報に関する機関(資金需要者の借入金返済能力に関する情報の収集及び貸金業者に対する当該情報の提供を行うものをいう。以下この項において「信用情報機関」という。)を設け、又は他の信用情報機関を指定し会員にこれらの機関を利用させること等の方法により、<u>資金需要者等の返済能力を超えると認められる貸付けの契約を締結しないよう指導しなければならない。</u></p>

	<p>割賦販売法第 42 条の 3</p> <p>〔割賦販売業者等は〕共同して設立した信用情報機関（購入者の支払能力に関する情報（以下「信用情報」という。）の収集並びに割賦販売業者等に対する信用情報の提供を業とする者をいう。以下同じ。）を利用すること等により得た正確な信用情報に基づき、それにより購入者が支払うこととなる賦払金等が当該購入者の支払能力を超えると認められる割賦販売、ローン提携販売又は割賦購入あつせんを行わないよう努めなければならない。</p>
<p>2 . 利用目的による制限（第 21 条）</p>	<p>第 5 条（個人信用情報の内容）第 1 項</p> <p>信用情報機関が収集・登録する個人信用情報は、情報主体の返済能力・支払能力を判断するために必要最小限のものでなければならず、かつ、取引内容、支払状況等の客観的な事実に基づくものでなければならない。</p> <p>第 14 条（目的外利用の防止）</p> <p>信用情報機関は、加盟会員が信用情報機関から提供を受けた個人信用情報を返済能力・支払能力の調査以外の目的に使用することを防止するため、適切な措置を講じなければならない。</p> <p>〔参考〕</p> <p>貸金業の規制等に関する法律第 30 条第 2 項</p> <p>〔貸金業協会の〕会員は、前項に規定する情報〔信用情報機関が収集・提供する情報〕を資金需要者の返済能力の調査以外の目的のために使用してはならない。</p>

	<p>割賦販売法第 42 条の 4 第 1 項 割賦販売業者等及び信用情報機関は、信用情報を購入者の支払能力の調査以外の目的のために使用してはならない。</p>
3 . データ内容の正確性の確保 (第 24 条)	<p>第 8 条 (個人信用情報の正確性及び最新性の確保) 信用情報機関は、登録・管理する個人信用情報の正確性及び最新性を確保するために、必要な措置を講じなければならない。</p>
4 . 安全管理措置 (第 25 条)	<p>第 9 条 (個人信用情報の登録及び提供期間) 信用情報機関は、個人信用情報の登録及び提供の期間を定めなければならない。</p> <p>第 10 条 (内部管理体制の整備及び安全対策) 信用情報機関は、個人信用情報の漏洩、滅失及び改ざん等を防止するため、内部管理体制の整備を図るとともに必要な安全対策を講じなければならない。</p> <p>第 11 条 (情報管理責任者の明確化) 信用情報機関は、個人信用情報の管理責任者を定めて、その権限及び責任を明確にしなければならない。</p>
5 . 従業者の監督 (第 26 条)	<p>第 19 条 (教育・研修) 信用情報機関は、この指針を遵守するため、信用情報機関及び加盟会員の役職員に対し、信用情報機関の役割及び個人信用情報の保護に関する教育・研修を実施しなければならない。</p>

<p>6 . 委託先の監督（第 27 条）</p>	<p>第 12 条（外部委託に伴う責任明確化） 信用情報機関は、個人信用情報処理業務を外部機関に委託する場合には、委託契約において、個人信用情報の処理に関する委託先の権限及び責任を明確にしなければならない。</p>
<p>7 . 第三者提供の制限（第 28 条）</p>	<p>第 7 条（同意の取得） 信用情報機関が加盟会員から収集・登録する個人信用情報は、加盟会員が信用情報機関の定めた同意文言ひな形に基づき、情報主体からその登録・利用について同意を得たものでなければならない。</p> <p>第 13 条（個人信用情報の提供先） 信用情報機関は、次に定める場合を除いては収集・登録した情報を提供してはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> （ 1 ）加盟会員が行う返済能力・支払能力の調査及び情報主体からの問合せに回答する場合 （ 2 ）提携する他の信用情報機関の加盟会員が行う返済能力・支払能力の調査に回答する場合 （ 3 ）情報主体の開示請求に対して提供する場合 （ 4 ）法律の定めに基づき提供する場合

<p>8．保有個人データに関する事項の公表等（第 29 条）</p>	<p>第 17 条（業務内容等の周知） 信用情報機関は、その業務内容及び情報主体の保護に関する措置等の周知に努めなければならない。</p>
<p>9．開示（第 30 条） 訂正等（第 31 条）</p>	<p>第 15 条（開示・訂正等の請求） 信用情報機関は、情報主体の情報の開示・訂正等に係る正当な請求に応じなければならない。 2 信用情報機関は、前項の請求に応じるため適切な手続を整備しなければならない。</p> <p>第 16 条（情報主体の申立付加） 信用情報機関は、個人信用情報に係る情報主体の正当な利益を保護するため必要と認められる場合には、情報主体の個人信用情報に一定の申立事項を付加することができるよう手続を整備しなければならない。</p>
<p>10．個人情報取扱事業者による苦情の処理（第 36 条）</p>	<p>第 18 条（問合せ窓口の設置） 信用情報機関は、登録されている個人信用情報に係る情報主体からの問合せ、苦情等に対して迅速かつ適切に対応するため窓口を設置するとともに、その整備・充実に努めなければならない。</p> <p>第 2 条（自主ルールの整備・充実） 信用情報機関は、この指針を踏まえ、個人信用情報の保護に関する自主ルールの整備・充実に努めなければならない。</p>

	<p>第3条（加盟契約等の整備・充実） 信用情報機関は、この指針を踏まえ、加盟会員と締結する契約等の整備・充実に努めなければならない。</p> <p>第4条（会員資格の審査） 信用情報機関は、会員資格の取得及び喪失に関する事項を定め、<u>加盟時のみならず、加盟後においても会員資格の適正な審査</u>を行わなければならない。</p> <p>第20条（違反に対する措置） 信用情報機関は、この指針を踏まえ、信用情報機関の役職員及び加盟会員に対して、<u>遵守すべき事項及び違反に対する措置</u>を定め、厳格に適用しなければならない。</p>
--	---

(注)金融庁は、貸金業の規制等に関する法律に基づく監督行政上の留意事項に関する事務ガイドラインにおいて、信用情報機関及び機関の会員による信用情報の取扱いについて、所要の事項を定めている。